

## 管理債権などの状況

当金庫は貸出金の健全性を維持するため積極的に償却・引当をしています。

当金庫の「リスク管理債権」のうち破綻先債権・延滞債権の合計額は81億7百万円となります。このうち57億17百万円は、不動産・預金・優良保証等により保全されており、これらを差し引いた、23億90百万円のうち19億46百万円は個別貸倒引当金により引当してあります。

### ① リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円・%)

区 分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C)/A
破 綻 先 債 権	令和元年度	226	46	179	100.0
	令和2年度	666	197	468	100.0
延 滞 債 権	令和元年度	8,259	6,418	1,289	93.3
	令和2年度	7,441	5,519	1,477	94.0
3 月 以 上 延 滞 債 権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合 計	令和元年度	8,485	6,465	1,468	93.5
	令和2年度	8,107	5,717	1,946	94.5

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続き開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

### ② 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円・%)

区 分		開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金 融 再 生 法 上 の 不 良 債 権	令和元年度	8,531	7,978	6,507	1,471	93.5	72.6	
	令和2年度	8,154	7,708	5,759	1,949	94.5	81.3	
	破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和元年度	1,438	1,438	717	720	100.0	100.0
		令和2年度	2,001	2,001	686	1,315	100.0	100.0
	危 険 債 権	令和元年度	7,093	6,540	5,789	751	92.2	57.5
		令和2年度	6,152	5,706	5,072	633	92.7	58.6
要 管 理 債 権	令和元年度	—	—	—	—	—	—	
	令和2年度	—	—	—	—	—	—	
正 常 債 権	令和元年度	131,455						
	令和2年度	151,688						
合 計	令和元年度	139,987						
	令和2年度	159,842						

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## ③ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	68	48	—	68	48
	令和2年度	48	103	—	48	103
個別貸倒引当金	令和元年度	1,603	1,474	1	1,602	1,474
	令和2年度	1,474	1,952	53	1,421	1,952
合計	令和元年度	1,671	1,523	1	1,670	1,523
	令和2年度	1,523	2,055	53	1,470	2,055

〈解説〉

1. 引当金は每期必要額を繰り入れする洗替え方式です。
2. 一般貸倒引当金は、自己査定結果に基づく債務者区分のうち、正常先債権と要注意先債権について、過去3年間の毀損額に基づき貸倒実績率を算出し、その実績率に基づき引当額を計上しております。
3. 個別貸倒引当金は、債務者区分が正常先債権、要注意先債権以外の債権について担保等により回収可能と見込まれる額を差し引き、残額のうち必要額を引当計上しております。

## ④ 貸出金償却

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	34,375

## 証券業務

## ■ 公共債引受額

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国債	債	—	—
地方債	債	183	200
政府保証債	債	24	—
合計	計	207	200

## ■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

		令和元年度	令和2年度
国債	債	58	59

## 国際業務

## ■ 外国為替取次高

(単位:千米ドル)

		令和元年度	令和2年度
貿易	輸出	831	839
	輸入	277	282
貿易	外	470	336
合計	計	1,579	1,458

## その他業務

## ■ 代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
信金中央金庫	1,012	756
日本政策金融公庫	415	390
住宅金融支援機構	509	417
福祉医療機構	4	—
福祉医療機構(住金併貸)	27	24
商工組合中央金庫	45	31
合計	2,015	1,618

## ■ 国内為替取扱実績

(単位:百万円)

項目		令和元年度	令和2年度
送金・振込	仕向為替	323,446	319,078
	被仕向為替	329,561	314,397
	計	653,007	633,475
代金取立	仕向為替	11,609	8,133
	被仕向為替	241	181
	計	11,851	8,314
合計	計	664,859	641,790